規制の事前評価書(要旨)

対策の名称	有料放送サービスにおける受信者保護規律の見直し・充実		
3 当部局	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号:03-5253-5424	e-mail:houseika-pt@ml.soumu.go.jp
抨価実施時期	平成27年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	(書面の交付)		
	【目的】 有料放送サービスについて、契約締結後に自らの正確な契約内 スを利用できるようにするため。	容を書面により容易に確認することができるようにするこ	とで、受信者が安心して継続的に有料放送サー
	【内容】 有料放送サービスの契約が成立したときは、契約内容が記載されが得られた場合には、紙媒体に代えて、電子媒体による書面の交換とする。		
	【必要性】 有料放送サービスが多様化・複雑化する中で、受信者が自らのエラブル等を防ぐことが必要であるが、現行の説明義務は、パンフレり、契約締結後に自らの正確な契約内容を確認できることを担保す	ットなどを用いて契約の概要といった契約の締結の判断	に資する情報の説明を行うことを求めるものであ
	(初期契約解除制度)		
	【目的】 契約初期の一定期間は、受信者から相手方(有料放送事業者)の ブルを回避する手段を確保し、受信者が安心して継続的に有料放		有料放送サービスの特性に起因した契約上のト
	【内容】 受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方(有料放の請求を禁止し、対価請求も初期契約解除までの期間において提反する受信者に不利な特約は、無効とする。		
	【必要性】 有料放送サービスには、サービスの利用できる場所等を利用前にあることから、受信者は安心して円滑に契約を締結することができく損なわせており、受信者は安心して継続的に有料放送サービスを有料放送サービスが、広く国民の間で利用されるサービスである。	ず、また、契約締結後に自分が想定していた有料放送サ 利用することができなくなっている。 こと及び相当数の苦情・相談が寄せられている状況であ	-ービスの利用ができないなど、受信者利益を大ることを勘案すれば、この問題に対処するため
	料放送サービスの以下の特性を踏まえ、受信者が有料放送サーヒ 相手方(有料放送事業者)の同意なく、契約を解除することができる ・サービスの利用できる場所等を利用前に確実に知ることが困難と 方、サービス提供主体である有料放送事業者自身も、その受信者	る仕組みを設けることが必要である。 こいう特性により、受信者は契約締結前にサービスの利用	目できる場所等を把握することは困難である。-
	約締結前にサービスの利用できる場所等を把握することが困難と・料金その他の提供条件が複雑であり、契約締結時に理解すること。 さ、説明時間の長時間化など有料放送事業な・気信託ともに過度	とが困難という特性については、事前の提供条件の説明 の負担を課すこととなるおそれがあること	
	また、契約の解除に当たり、損害賠償・違約金等の請求が可能と償・違約金等の請求を禁止することとする。他方、・今回の制度は、販売形態にかかわらず導入し、自らの意思で来版。 ************************************	皆し契約を締結した受信者も含めて契約の解除を認める。	
	・番組ごとに料金を支払うペイ・パー・ビューサービスなど利用形態・工事費が一般に高額となること から、受信者と有料放送事業者の費用の公平負担の観点から、対加えて、当事者の合意により、上記の初期契約解除制度に関するとから、受信者に不利な特約は、無効とする必要がある。	価請求の一部を認めることとすることが必要である。	本制度を設ける趣旨が損なわれるおそれがあっ

(有料放送事業者等の禁止行為) ア 不実告知等の禁止

【目的】

活発な事業者間競争の中で、有料放送市場における勧誘活動等において、

- ・サービスの料金その他の提供条件について故意に受信者にとって不利益な事実を告げない行為(不利益事実の不告知)、又は事実でないことを告げる行為(不実告知)
- ・「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」「管理人からの紹介があり、全員が契約にすることになっている」などの契約の締結を必要とする事情(いわゆる「動 機」に当たるもの)に関する事項等についての不実告知

がなされる事態が発生していることから、不実告知等を禁止することにより、受信者が正しい判断のもと、有料放送サービスを自由に選択することができるようにし、安心して 継続的に有料放送サービスを利用できるようにするため。

【内容】

有料放送事業者及び媒介等業務受託者が、有料放送サービスの提供に関する契約に関する事項であって、受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、 不実告知等を行うことを禁止することとする。また、不実告知等の禁止に違反する行為をした場合を、是正措置命令の対象とすることとする。

【必要性】

不実告知等は、受信者の意思決定をゆがめ、受信者の意に沿わない契約を締結させるおそれが高い不当な行為であり、受信者利益を大きく損なわせるものである。このため、これを禁止しなければ、受信者が正しい判断のもと、有料放送サービスを自由に選択し、有料放送サービスの恩恵を最大限得ることはできない。

また、不実告知等に基づく個別の契約については、契約に関する一般ルール(民法等)により、受信者が救済される可能性もあるが、それをもって、有料放送事業者及び媒介等業務受託者の勧誘活動等がただちに適正化されることとはならない。このため、不実告知等の禁止行為が継続的に行われることを防止する観点から、不実告知等の禁止の規律を設けることにより、不実告知等の禁止に違反する行為をした場合の是正措置命令等を通じて、有料放送市場における勧誘活動等の健全化を図ることが必要であ

(有料放送事業者等の禁止行為) イ 勧誘継続行為の禁止

【目的】

│ 活発な事業者間競争の中で、有料放送市場における勧誘活動等において、契約の締結等を断ったにもかかわらず、更に執ような勧誘が継続されるといった事態が発生じ │ていることから、勧誘継続行為を禁止することで、受信者が正しい判断のもと、有料放送サービスを自由に選択することができるようにし、安心して継続的に利用することがで │きるようにするため。

【内容】

有料放送事業者及び媒介等業務受託者に対し、有料放送サービスの提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が、有料放送サービスの提供に関する契約を締結しない 旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、その有料放送サービスの契約の勧誘を継続する行為を禁止することとす る。また、勧誘継続行為の禁止に違反する行為をした場合を、是正措置命令の対象とすることとする。

【必要性】

ー度契約を断ったにもかかわらず、その有料放送サービスの契約の締結を執ように勧誘すること(勧誘継続行為)は、受信者が自らの意思で契約を正しく判断・選択することを阻害し、受信者の意に沿わない契約を締結させるおそれが高い不当な行為であり、受信者利益を大きく損なわせるものである。このため、これを禁止しなければ、受信者が正しい判断のもと、有料放送サービスを自由に選択し、有料放送サービスの恩恵を最大限得ることはできない。

【(媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務)

【目的】

媒介等業務受託者の構造が多層化・複雑化しており、有料放送事業者からの情報伝達不足等に起因して、媒介等業務受託者の説明が不十分である、料金その他の提供 条件について事実でないことを言われる、執ような勧誘を受けている等の問題に対し、有料放送事業者が適切に媒介等業務受託者の業務を指導等することにより、受信者 保護規律の実効性を担保し、受信者が安心して継続的に有料放送サービスを利用できるようにするため。

【内容】

有料放送事業者は、媒介等業務受託者に対し、指導その他の委託に係る業務が適正かつ確実に遂行されるために必要な措置を講じることを義務付けることとする。また、 その措置義務に違反した場合を、是正措置命令の対象とすることとする。

【必要性】

媒介等業務受託者の構造が多層化・複雑化しているが、有料放送サービスの業務の委託等を行う有料放送事業者が、自らの媒介等業務受託者の構造を把握し、その業務の状況等を把握できていない場合がある。有料放送サービスの内容や提供条件は専門的・技術的内容を含むものであり、また、媒介等業務受託者による説明不足や執ような勧誘等の苦情・相談が発生していることから、有料放送サービスの勧誘業務の委託等を行う有料放送事業者が、媒介等業務受託者が業務を適正かつ確実に遂行できるよう効果的な指導等を行うことを義務付けなければ、受信者保護規律の実効性が担保されないおそれがあるため、媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務を設ける必要が設けることが必要である。

		法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	○放送法(昭和25年法律第132号) ・第150条(提供条件の説明) ・第150条の2(書面の交付) ・第150条の3(初期契約解除制度) ・第151条(苦情等の処理) ・第151条の2(有料放送事業者等の禁止行為) ・第151条の3(媒介等業務受託者に対する指導等の持 ・第156条(是正措置命令)	昔置義務)
想定される代	る代替案 各規制を法律により義務付けるのではなく、業界で自主基準を策定しこれに基づき取り組む等、有料放送事業者及び媒介等業務受託者の自主的取組に委ねると 案が想定できる。		む等、有料放送事業者及び媒介等業務受託者の自主的取組に委ねるという代替	
規制の費用			費用の要素	代替案の場合
796113107 52713	(書面の交付)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「日本の場合
	(遵守費用)	義務付けられている提供条件の説明 ら、書面作成や交付を行うための新た は少なく、また、他の物品の交付等と する費用は限定的である。	けを行うための費用が発生する。ただし、現行制度で 川についても、原則書面を交付して行っていることか たな業務体制やフローを構築する必要性が生じること ともに合わせて交付することが可能であるため、発生	
	(行政費用)	るために必要な事務処理費用が発生者及び媒介等業務受託者に説明義表該義務違反を是正措置命令の対象とため費用は限定的である。	の対象とするため、実態把握等や当該命令を発出す まする。ただし、現行制度においても、有料放送事業 際を、有料放送事業者に苦情等処理義務を課し、当 としていることから、これと合わせて実施することとなる	
	(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。		
	(初期契約解除制度)			
	(遵守費用)	されることがあり得るため費用が発生ストを回収することはできないが、初まに対して受信者が支払うべき金額費用は限定的である。	定期間、有料放送サービスの受信者から契約を解除 Eする。しかし、損害賠償や違約金等の請求によりコ 期契約解除までの期間において提供を受けたサービ を受信者に請求することができることから、発生する	
	(行政費用) (その他の社会的費用)			
		禁止行為) ア 不実告知等の禁止		
	(遵守費用)	れるが、通常実施されている社内研 する費用は限定的である。	受託者の従業員の教育等の費用が発生すると考えら 修等において実施することで対応が可能であり、発生	
	(行政費用)	令を発出するために必要な事務処理 放送事業者及び媒介等業務受託者に 課し、これらの義務違反を是正措置で することとなるため、費用は限定的で	措置命令の対象とするため、実態把握等や当該命 費用が発生する。ただし、現行制度においても、有料 こ説明義務を、有料放送事業者に苦情等処理義務を 命令の対象としていることから、これと合わせて実施 ある。	
		特段想定されるものはない。 禁止行為) イ 勧誘継続行為の禁止		
	(遵守費用)	有料放送事業者及び媒介等業務受する情報をそれぞれの社内で共有すし、既存の顧客管理に用いるシステムがで発生する費用は限定的である。また、契約を締結しない旨の意思を	を託者に契約を締結しない旨の意思を表示した者に関するためのシステムを構築する費用が発生する。ただいの活用によって対応することが可能であるため、追求示した者に対する勧誘を継続しないことを熟知さず発生するが、通常実施されている社内研修等におい	

(行政費用)	禁止行為(勧誘継続行為)違反を是正措置命令の対象とするため、実態把握等や当該命令を発出するために必要な事務処理費用が発生する。ただし、現行制度においても、有料放送事業者及び媒介等業務受託者に説明義務を、有料放送事業者に苦情等処理義務を課し、これらの義務違反を是正措置命令の対象としていることから、これと合わせて実施することとなるため、費用は限定的である。	
) 特段想定されるものはない。	
	こ対する指導等の措置義務)	
(遵守費用)	有料放送事業者に、媒介等業務受託者に対する指導等の事務費用が発生する。ただし、これらは、例えば営業に関する既存の研修等を活用するなど、委託関係にある媒介等業務受託者との間の日常的な業務運営の中で実施することが可能であるため、発生する費用は限定的である。	
(行政費用)	媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務違反を是正措置命令の対象とするため、 実態把握等や当該命令を発出するために必要な事務処理費用が発生する。ただし、現行 制度においても、有料放送事業者及び媒介等業務受託者に説明義務を、有料放送事業 者に苦情等処理義務を課し、これらの義務違反を是正措置命令の対象としていることか ら、これと合わせて実施することとなるため、費用は限定的である。	
(その他の社会的費用) 特段想定されるものはない。	
(各規制共通)		
(遵守費用)		有料放送事業者及び媒介等業務受託者には、改正案と同様の事項について遵守費用が生じるが、業界自主基準に基づく自主的取組には、以下の特性があることから、各者の取組の程度に差が生じることとなり、その結果、代替案における遵守費用は、改正案における遵守費用よりも少なくなる。 ・業界団体に加入していない有料放送事業者及び媒介等業務受託者については対象とならないこと ・業界自主基準には違反に対する実効性のある担保措置が存在しないこと
(行政費用)		
(行政費用))	特段想定されるものはない。
(その他の社会的費用		特段想定されるものはない。 特段想定されるものはない。
(その他の社会的費用) 便益の要素	特段想定されるものはない。
(その他の社会的費用 (書面の交付)	便益の要素	特段想定されるものはない。 特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益)	便益の要素 有料放送事業者は、受信者が自らの正確な契約内容を契約締結後に容易に確認することができるよう、契約内容が記載された書面を遅滞なく交付することにより、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービスの受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。	特段想定されるものはない。 特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益) (行政便益)	便益の要素	特段想定されるものはない。 特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益) (行政便益)	便益の要素 有料放送事業者は、受信者が自らの正確な契約内容を契約締結後に容易に確認することができるよう、契約内容が記載された書面を遅滞なく交付することにより、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービスの受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。 特段想定されるものはない。 清料放送サービスの受信者は、料金その他の提供条件が複雑な有料放送サービスについて、書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになる。これにより、以前は自らの正確な契約内容が契約締結後に確認することができなかったことで、契約した料金プランが自分に合ったものかどうか等につき判断がつかない、書面に記載された自らの契約内容に関する明確な情報を参考としながら有料放送事業者に契約内容に関する問合せを行えないといった問題が解消されるようになると考えられる。有料放送サービスの受信者は、契約締結後に契約内容に関してのトラブルについて心配をする必要が少	特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益) (行政便益) (その他の社会的便否	便益の要素 有料放送事業者は、受信者が自らの正確な契約内容を契約締結後に容易に確認することができるよう、契約内容が記載された書面を遅滞なく交付することにより、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービスの受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。 特段想定されるものはない。 有料放送サービスの受信者は、料金その他の提供条件が複雑な有料放送サービスについて、書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになる。これにより、以前は自らの正確な契約内容が契約締結後に確認することができなかったことで、契約した料金プランが自分に合ったものかどうか等につき判断がつかない、書面に記載された自らの契約内容に関する明確な情報を参考としながら有料放送事業者に契約内容に関する問合せを行えないといった問題が解消されるようになると考えられる。有料放送サービスの受信者は、契約締結後に契約内容に関してのトラブルについて心配をする必要が少なくなり、その結果、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。	特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益) (行政便益) (その他の社会的便名	便益の要素 有料放送事業者は、受信者が自らの正確な契約内容を契約締結後に容易に確認することができるよう、契約内容が記載された書面を遅滞なく交付することにより、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービスの受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。 特段想定されるものはない。 「有料放送サービスの受信者は、料金その他の提供条件が複雑な有料放送サービスについて、書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになる。これにより、以前は自らの正確な契約内容が契約締結後に確認することができなかったことで、契約した料金プランが自分に合ったものかどうか等につき判断がつかない、書面に記載された自らの契約内容に関する明確な情報を参考としながら有料放送事業者に契約内容に関する問合せを行えないといった問題が解消されるようになると考えられる。有料放送サービスの受信者は、契約締結後に契約内容に関してのトラブルについて心配をする必要が少なくなり、その結果、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。	特段想定されるものはない。 代替案の場合
(その他の社会的費用 (書面の交付) (遵守便益) (行政便益) (その他の社会的便否	便益の要素 有料放送事業者は、受信者が自らの正確な契約内容を契約締結後に容易に確認することができるよう、契約内容が記載された書面を遅滞なく交付することにより、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービスの受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。 特段想定されるものはない。 有料放送サービスの受信者は、料金その他の提供条件が複雑な有料放送サービスについて、書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになる。これにより、以前は自らの正確な契約内容が契約締結後に確認することができなかったことで、契約した料金プランが自分に合ったものかどうか等につき判断がつかない、書面に記載された自らの契約内容に関する明確な情報を参考としながら有料放送事業者に契約内容に関する問合せを行えないといった問題が解消されるようになると考えられる。有料放送サービスの受信者は、契約締結後に契約内容に関してのトラブルについて心配をする必要が少なくなり、その結果、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。	特段想定されるものはない。 代替案の場合

	期間は、相手方(有料放送事業者)の同意なく契約を解除することが可能になるとともに、有料放送事業者による契約解除に伴う損害賠償・違約金等の請求が禁止される。これにより、受信者は、契約締結後に利用することを想定していた場所で電波が入らず利用できない、また、契約締結時に受信者が自らの契約内容について十分に理解ができず、その結果、想定していない条件で契約をしてしまったといった事態に直面したとき、有料放送事業者と契約関係の解消を行うことで、自分に適したサービスの選択を改めて行うことができるようになる。その結果、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。	
(有料放送事業者等の	禁止行為)ア 不実告知等の禁止	
	有料放送事業者及び媒介等業務受託者は、不実告知等を行わないことで、問合せや禁止行為(不実告知等)を原因とする受信者とのトラブルが減少し、問合せやトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。また、競合他社が不実告知等を行わないことで、勧誘における競争環境が適正化され、適切な営業活動を行うことができるようになることが期待できる。	
(行政便益)	不実告知等が明示的に禁止され、その違反が是正措置命令の対象となることで、国は、 より迅速に有料放送事業者及び媒介等業務受託者の不実告知等を是正することができ る。	
	有料放送事業者及び媒介等業務受託者の不実告知等が禁止されるとともに、国による 是正措置命令等を通じた迅速な是正が図られるようになることで、以前より有料放送市場 における勧誘活動等が適正化される。これにより、受信者は、勧誘時等に不実告知等が 行われることで、自分の意思決定をゆがめられることがなくなり、有料放送サービスについ て意に沿わない契約の締結をする心配が少なくなると考えられる。その結果、受信者は、 安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放 送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料 放送の健全な発達に資する。	
	禁止行為) イ 勧誘継続行為の禁止	
(遵守便益)	有料放送事業者及び媒介等業務受託者は、勧誘継続行為を行わないことで、問合せや 禁止行為(勧誘継続行為)を原因とする受信者とのトラブルが減少し、問合せやトラブルに 対応する費用が減少することが期待できる。また、競合他社が勧誘継続行為を行わないこ とで勧誘における競争環境が適正化され、適切な営業活動を行うことができるようになるこ とが期待できる。 勧誘継続行為が明示的に禁止され、その違反が是正措置命令の対象となることで、国	
	は、より迅速に有料放送事業者及び媒介等業務受託者の勧誘継続行為を是正することができる。	
	る是正措置命令等を通じた迅速な是正が図られるようになることで、以前より有料放送市場における勧誘活動が適正化される。これにより、受信者は、自らの意思で契約を正しく判断・選択することが阻害されるようなことがなくなり、有料放送サービスについて意に沿わない契約の締結をする心配が少なくなると考えられる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。	
	対する指導等の措置義務)	
(遵守便益)	有料放送事業者が、媒介等業務受託者が業務を適正かつ確実に遂行できるよう効果的な指導等を行う義務を遵守することで、媒介等業務受託者の不適切な説明等を原因とする受信者とのトラブルが減少し、有料放送事業者及び媒介等業務受託者は、そういったトラブルに対応する費用が減少することが期待できる。	
	媒介等業務受託者に対する指導等の措置が明示的に義務付けられ、その違反が是正 措置命令の対象となることで、国は、より迅速に有料放送事業者に対し媒介等業務受託 者に対する指導等を行うよう命令することができる。	

(その他の社会的便益」有料放送事業者が媒介等業務受託者に対し法律上の義務として指導等を行うようにな ることで、不十分な説明や不実告知等又は勧誘継続行為といった不適切な勧誘活動等を |行う媒介等業務受託者の行為が是正され、受信者保護規律の実効性が担保されることと なる。媒介等業務受託者は、受信者に対し直接勧誘活動等を行う存在であることから、そ の是正により受信者を取り巻く有料放送市場における勧誘活動等の環境は大幅に改善さ れると考えられる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用する |ことができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じ た放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。

(各規制共通) (遵守便益)

|界自主基準に基づく自主的取組であることから、各者の取組の程度に差が生じる こととなる。その結果、受信者からの問合せやトラブルの減少が改正案に比べて |少なくなるなど、代替案における遵守便益は、改正案における遵守便益よりも少な| くなると考えられる。 (行政便益)

(その他の社会的便益

特段想定されるものはない。

有料放送サービスの受信者は、改正案と同様の便益があるが、業界自主基準 に基づく自主的取組であることから、各者の取組の程度に差が生じることとなる。 その結果、例えば、初期契約解除の場合、有料放送事業者が請求できる対価の 範囲が広く設定されること、また、勧誘継続行為の禁止の場合、特定の条件のも |とでは勧誘継続行為が許容されること等が各者の取組の程度の差として生じる可 |能性があり、代替案における社会的便益は、改正案における社会的便益よりも少 なくなると考えられる。

有料放送事業者及び媒介等業務受託者は、改正案と同様の便益があるが、業

政策評価の結果

(費用と便益の関係の分析等)

<検討>

以上を基に、改正案、代替案についてそれぞれ費用と便益の関係を分析する。

〇改正案

(書面の交付)

有料放送事業者は、契約締結前において、説明義務の対象に含まれないようなサービスの詳細について時間をかけて説明をする必要がなくなり、また、有料放送サービス の受信者からの契約内容に関する問合せやトラブルに対応する費用が減少する。さらに、有料放送サービスの受信者は、料金その他の提供条件が複雑な有料放送サービ |スについて書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになることで、書面に記載された自らの契約内容に関する明確な情報を参考として、契約した料 金プランが自分に合ったものかどうか等につき判断し、また、自らの契約内容に関する情報を持って有料放送事業者に契約内容に関する問合せを行うことができるようにな る。有料放送サービスの受信者は、契約締結後に契約内容に関してのトラブルにつき心配をする必要が少なくなり、その結果、安心して継続的に有料放送サービスを利用す ることができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。

その一方で、有料放送事業者の書面の交付や、その違反に対応するための国の事務処理費用は限定的である。

したがって、書面の交付を義務付けることは適切であると考えられる。

(初期契約解除制度)

有料放送事業者は、契約関係の解消を望む有料放送サービスの受信者が契約初期の一定期間は、相手方(有料放送事業者)の同意なく契約を解除することが可能となる ことで、契約の解消に関する受信者とのトラブルが減少し、そういったトラブルに対応する費用が減少する。さらに、有料放送サービスの受信者は、契約締結後に利用するこ とを想定していた場所で電波が入らず利用できない、また、契約締結時に受信者が自らの契約内容について十分に理解ができず、その結果、想定していない条件で契約をし てしまったといった事態に直面したとき、契約の解除に伴う損害賠償・違約金等の請求をされることなく、有料放送事業者と契約関係の解消を行うことで、自分に適したサービ スの選択を改めて行うことができるようになる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの |受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。

その一方で、有料放送事業者は、契約初期の一定期間、有料放送サービスの受信者から契約を解除されることがあり得るが、初期契約解除までの期間において提供を受 けたサービスに対して受信者が支払うべき金額を受信者に請求することができることから、追加で発生する費用は限定的である。

したがって、初期契約解除制度を導入することは適切であると考えられる。

(有料放送事業者等の禁止行為) ア 不実告知等の禁止

-有料放送事業者及び媒介等業務受託者が、不実告知等を行わないことで、問合せやこうした行為を原因とする受信者とのトラブルが減少し、そういった問合せやトラブルに |対応する費用が減少するほか、競合他社が不実告知等を行わないことで、適切な営業活動を行うことができるようになる。さらに、有料放送サービスの受信者は、勧誘時等 の不実告知等によって、自分の意思決定をゆがめられることがなくなり、こうした行為を原因とした有料放送サービスについての受信者の意に沿わない契約の締結をする心 |配が少なくなる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を |通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。加えて、国は、不実告知等をより迅速に是正できるようになる。

その一方で、有料放送事業者及び媒介等業務受託者の従業員のための教育費用や、その違反に対応するための国の事務処理費用の増加は限定的である。 したがって、不実告知等を禁止することは適切であると考えられる。

(有料放送事業者等の禁止行為) イ 勧誘継続行為の禁止

有料放送事業者及び媒介等業務受託者は、勧誘継続行為を行わないことで、問合せやこうした行為を原因とする受信者とのトラブルが減少し、問合せやそういったトラブルに対応する費用が減少するほか、競合他社が勧誘継続行為を行わないことで、適切な営業活動を行うことができる。さらに、有料放送サービスの受信者は、執ような勧誘によって、自らの意思で契約を正しく判断・選択することが阻害されるようなことがなくなり、有料放送サービスについて意に沿わない契約の締結をする心配が少なくなる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。加えて、国は、勧誘継続行為をより迅速に是正できるようになる。

その一方で、有料放送事業者及び媒介等業務受託者のシステム構築費用及び従業員のための教育費用並びにその違反に対応するための国の事務処理費用の増加は限定的である。

したがって、勧誘継続行為を禁止することは適切であると考えられる。

(媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務)

有料放送事業者は、媒介等業務受託者が業務を適正かつ確実に遂行できるような効果的な指導等を行うようになることで、媒介等業務受託者の不適切な説明等を原因とする受信者とのトラブルが減少し、有料放送事業者及び媒介等業務受託者においてそういったトラブルに対応する費用が減少する。さらに、不十分な説明や不実告知等又は勧誘継続行為といった勧誘活動等を行う媒介等業務受託者の不適切な行為が是正され、受信者保護規律の実効性が担保されることとなる。媒介等業務受託者は、受信者に対し直接勧誘活動等を行う存在であることから、その是正により受信者を取り巻く有料放送市場における勧誘活動等の環境は大幅に改善されることとなる。その結果、受信者は、安心して継続的に有料放送サービスを利用することができるようになり、ひいては有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達に資する。

その一方で、有料放送事業者の媒介等業務受託者に対する指導や、その違反に対応するための国の事務処理費用の増加は限定的である。したがって、媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務を義務付けることは適切であると考えられる。

<総括>

以上のように、規制を課される有料放送事業者及び媒介等業務受託者の便益のみならず、有料放送サービスの受信者が、多様化・複雑化する有料放送サービスについて、書面の交付により自らの正確な契約内容を容易に確認できるようになるほか、受信者から契約初期の一定期間に契約を解除できるようになるとともに、有料放送事業者及び媒介等業務受託者の勧誘継続行為・不実告知等が禁止されることで、こうした行為を原因とした有料放送サービスの受信者の意に沿わない契約を締結することが減少し、有料放送事業者による媒介等業務受託者への指導等を通して、受信者を取り巻く有料放送市場の勧誘活動等の環境は大幅に改善されることで有料放送サービスの受信者の保護の一層の確保を通じた放送の国民への最大限の普及や有料放送の健全な発達といった社会的な便益が発生すると期待できる。

その一方、規制を課される有料放送事業者及び媒介等業務受託者に新たに発生する費用や、義務違反に対応するための国の費用は限定的である。したがって、今般の法改正は適切であると考えられる。

〇代替案

改正案と代替案を比較すると、自主的取組の特性により、代替案の方が遵守費用、行政費用、遵守便益及び行政便益が少なくなるが、改正案においても両費用及び両便 益は限定的であり、大きな差はないと考えられる。なお、社会的費用は、いずれの案でも特段想定されるものはない。

| 他方、代替案では改正案と比べ、業界自主基準に基づく自主的取組であることから、各者の取組の程度に差が生じることとなる。その結果、例えば、初期契約解除の場合、 | 有料放送事業者が請求できる対価の範囲が広く設定されること、また、勧誘継続行為の禁止の場合、特定の条件のもとでは勧誘継続行為が許容されること等が各者の取組 | の程度の差として生じる可能性があり、受信者は、相手方(有料放送事業者又は媒介等業務受託者)に応じて、保護の程度に差が生じるおそれがあることから、有料放送 | サービスの受信者が受ける便益は、大きく減少することとなる。

そのため、改正案を採用することが政策選択上適切かつ合理的である。

有識者の見解その他関連事項	(1)有識者の見解
	「ICTサービス安心・安全研究会」(座長 新美育文(明治大学法学部教授))において、2020年代を見据え、ICTの安心・安全な利用環境の整備を推進するため、短期的・中
	長期的な視点からの対応が必要と見込まれる課題への対応について検討を行い、平成26年12月に同検討会の報告書が取りまとめられたところである。
	今回の改正は、上記の「ICTサービス安心・安全研究会」における検討内容を踏まえたものである。
	(参考)「ICTサービス安心・安全研究会報告書~消費者保護ルールの見直し・充実~~通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等~」抄
	・「利用者が契約内容を適切に理解し、契約後にトラブルがあった場合に正確に契約内容を確認するためには、電気通信事業者及び代理店が、個々の契約者の電気通信
	サービスの提供に係る契約内容を分かりやすく記載した書面の交付をしなければならないことを制度化することが適当である。」(7ページ/第1章 消費者保護ルールの見
	直し・充実>2. 説明義務等の在り方>2.2. 書面交付>2.2.2. 考え方)
	「「不実告知又は不利益事実の不告知を禁止することが適当であると考えられる。」(11ページ/第1章 消費者保護ルールの見直し・充実>3. 契約関係からの離脱のルー
	ー 「小笑日本人は「小温事実の「日本と宗正することが過当であるこうだろれる。」(ロ 、 ファ 第 「単 「角質目体設ルールの発置して発送する。 実術関係がらの離流のルールの在り方>3.1、禁止行為・取消ルール>3.1.2、考え方)
	・「契約の内容やサービスの品質について納得できるまでの契約初期の間には、契約の拘束力から離脱する道を用意することが適当である。これが初期契約解除ルールで
	あり、販売形態によらずに導入することが適当である。」(14ページ/3.2. 初期契約解除ルール>3.2.1.2. 考え方)
	あり、 放光が思によりすに等入することが過当とめる。」(14・、 ファ 3.2. 初期契約解除ルールク3.2. 1.2. 考えガア ・「事業者と利用者との間の公平の観点から、不意打ち性等を理由とする初期契約解除ルールの場合であっても、サービス利用の対価請求を認めることが適当であると考え
	「い事業者と利用者との間の五十の観点がら、小息打ち住事と埋出とする初期美制解除が一がの場合であっても、ケーと入利用の対価間がを認めることが過当であると考え 「られる。」(17ページ/3.2.4. 初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用に係る費用負担>3.2.4.2. 考え方)
	15/10%。」(17ペーン)3.2.4. 初朔天初解除ルールの行使可能朔間中のサービス利用にはる負用負担>3.2.4.2. 考えカテー 1-「事業者による自主的な取組によっても、執ような勧誘が行われたとの苦情・相談が未だに寄せられている現状に鑑みると、勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再
	・ 事業者による日土的な取植によりでも、執よりな勧誘が引われたとの古情・怡談が不たに寄せられている境状に塩がると、勧誘拒占の息心を表示した利用者に対する再 勧誘を禁止することを制度化することが適当である。」(26ページ/第1章 消費者保護ルールの見直し・充実>4. 販売勧誘活動の在り方>4.1. 再勧誘禁止>4.1.1.2. 考え
	制設を宗正することを削及化することが過当でめる。](20ペーン/第1草 用其有体設ルールの光直し・九夫/4. 敗光制設活動の任りガノ4.1. 丹制設宗正/4.1.1.2. 考え 七
	7.7 ・「利用者利益の保護や電気通信分野における消費者保護規定の実効性を担保するためには、代理店に対する監督制度を設けることが適当である。」(30ページ/4.2. 代
	「利用有利益の保護で電気通信力到における消貨有保護規定の美効圧を担保するためには、化理店に対する監督制度を設けることが過当である。」、30ペーン/ 4.2. 化 理店監督制度>4.2.1.2. 考え方)
	埋冶血 前皮 / 4.2.1.2. 考えカ / ・「ワーキンググループにおける議論は、放送分野の消費者保護ルールの在り方の検討にもおおむね当てはまるものと考えられることから、本報告書に示された考え方を参
	の他)
	(2)評価に用いた資料その他関連事項
	・「ICTサービス安心・安全研究会」会議資料等
	(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_anshin/)
	「ICTサービス安心・安全研究会報告書~消費者保護ルールの見直し・充実~~通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等~」
	(http://www.soumu.go.jp/main_content/000326524.pdf)
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
備考	
	l